



再 弁 明 書 (2回目) (副本)

平 30 拠整第 151 号
平成 30 年 6 月 20 日

審査庁（総務課長）様

岩国市長 福田 良彦



審査請求人が平成 30 年 5 月 30 日付けで提出した審請情第 49 号(平成 30 年 1 月 25 日付け平 29 拠整第 423 号公文書非開示決定)に係る再反論書について、次のとおり再弁明(2 回目)します。

1 再反論書 1 について

- ア 審査請求人は、再反論書 1において、本件文書のような協定の締結は、議会の承認を受ける必要がある旨を主張する。
- イ 再弁明書 1(1)で弁明しているとおり、議会の議決権については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項において、制限列挙主義の原則を採用している。すなわち、議会の議決により団体の意思が決定する場合は、一般には同項各号に掲げられた事項であり、これ以外の事項については、長その他の執行機関が自ら決定し、それが団体の意思と解されている。（証拠書類(1)）
- ウ 同条第 2 項は、条例により同条第 1 項以外の議決事項を追加して定めることができるとされているが、執行機関の契約締結については、法が特に許した範囲に限定されるものであり、条例で定めれば、いかなることでも議会の議決事項とすることはできるというわけではなく、同条第 1 項第 5 号の規定に基づき定められている政令の基準に該当しない契約を、条例で定めて議会の議決事項とすることはできないとされている。（証拠書類(2)、(3)）
- エ 再反論書において、法に明文の規定はないとしていることからも、審査請求人の主張には理由がない。

2 再反論書 3 ①について

- ア 審査請求人は、再反論書 3 ①において、再弁明書で反論書に対する記述がないものは、審査請求人の主張に理解を示しているものと解釈する旨を主張する。
- イ 再弁明書は、反論書に対して、再度弁明を要するものについて記述しており、弁明書において既に弁明している内容や、本件処分に直接関係する主張ではないものについては、改めて弁明しておらず、本弁明書についても同様である。
- ウ したがって、再弁明書において、反論書に対して記述がないものは審査請求人の主張に理解を示しているという解釈は否定する。

3 再反論書 3 ②及び③前段について

- ア 審査請求人は、再反論書 3 ②及び③前段において、岩国市情報公開条例（以下「条例」という。）第 7 条第 6 号の非開示理由は、アからオの事項に該当する場合に限られ、また、複数の事項への該当を理由とすることは、条例の解釈を誤っている旨を主張する。
- イ 条例第 7 条第 6 号アからオの規定は、その条文から明らかであるように、限定列挙しているものではなく、開示により事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を含むことが容易に想定される事項を例示したものであり、他の支障を生じる場合を除外するものではない。
- ウ なお、このことは、国等の機関の情報公開制度を定めた行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）第 5 条第 6 号においても、条例第 7 条第 6 号と同じ趣旨が規定されており、同様に解されている。（証拠書類(4)）
- エ したがって、本件文書が条例第 7 条第 6 号に列記された例示に該当するとともに、例示以外の開示により事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれを非開示の理由とすることは適正であり、審査請求人の主張には理由がない。

4 再反論書 3 ④前段について

- ア 審査請求人は、再反論書 3 ④前段において、本件文書の将来の更新、改定あるいは陸上競技場エリアにおける現地実施協定の締結に関する「おそれ」は、条例第 7 条第 6 号イの対象とはならないことは明らかである旨を主張する。
- イ 情報公開の手引では、「監査、試験、交渉その他同種のものが反復されるような性質の事務又は事業にあっては、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を生ずることがあり得るが、これも「当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当する」としている。（証拠書類(5)）
- ウ 弁明書 4 (3)エ(ウ) 及び再弁明書 1 (3)エで弁明しているとおり、愛宕スポーツコンプレックスにおける共同使用に係る現地実施協定の締結及び将来の更新や改定は、米軍や国と協議及び交渉を重ね合意に至るものであり、反復されるような性質の事務又は事業であることから、本市と国及び米軍との契約及び交渉に係る事務は、まさに条例第 7 条 6 号イに規定する契約及び交渉に関する事務であるため、審査請求人の解釈の明らかな誤りであるという主張には理由がない。

5 再反論書 3 ④後段について

- ア 審査請求人は、再反論書 3 ④後段において、「国における米軍施設及び区域の共同使用に係る事務に支障を来たすおそれ」は、国が交渉の対象者ではないので条例第 7 条第 6 号イに該当しない旨を主張する。
- イ 愛宕スポーツコンプレックスは、弁明書 4 (1)に記載したとおり、日米地位協定に基づき日米両政府間の合意を経て共同使用する在日米軍施設及び区域である。
- ウ 本件文書を当事者から開示に合意できないとする意向が示されているにもかかわらず開示した場合、国と米国との信頼関係が損なわれ、非公開を前提とした忌憚のない